

○国立大学法人三重大学契約事務取扱細則

(平成16年12月1日細則第145号)

改正	平成18年5月18日細則	平成18年7月25日細則
	平成19年3月19日細則	平成20年12月1日細則
	平成21年6月22日細則	平成27年3月26日細則第145号
	令和元年11月28日細則第145号	令和2年3月31日細則第145号
	令和5年3月28日細則第145号	令和6年9月24日細則第145号

目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	競争参加者(第4条－第6条)
第3章	指名競争契約及び随意契約の適用基準(第7条－第9条)
第4章	予定価格及び見積書(第10条－第13条)
第5章	競争入札の手続(第13条の2－第25条)
第6章	契約の締結(第26条－第33条)
第7章	監督及び検査(第34条－第36条)
第8章	契約の変更等(第37条－第41条)
第9章	代価の収納、支払等(第42条・第43条)
第10章	雑則(第44条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人三重大学会計規程(以下「会計規程」という。)
第48条の規定に基づき、国立大学法人三重大学(以下「本学」という。)が締結する
売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定める。

(契約基準)

第2条 本学における契約の一般的約定事項については、本学が定める工事請負契
約基準、製造請負契約基準、物品供給契約基準及び業務請負契約基準によるもの
とする。

(契約機関に関する規定の準用)

第3条 この細則において、会計機関について規定した条項は、会計機関の事務を
代理する者について準用する。

第2章 競争参加者

(一般競争参加者)

第4条 会計事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を
得ない者を一般競争に参加させることができない。

2 会計事務責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を、その事実があった後2
年間一般競争に参加させないことができる。また、これを代理人、支配人その他
の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質
若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益
を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第5条 会計事務責任者は、一般競争に加わろうとする者の資格について、次の各号に掲げる者を本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

(1) 物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、競争参加者の資格に関する公示(平成13年1月10日)により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者

(2) 建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における競争参加者の資格に関する公示(平成13年1月10日)により一般競争参加者の資格を得た者

2 会計事務責任者は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

3 前2項の一般競争参加者の資格(契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け)により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位、2級上位、1級下位又は2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができる。

4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第6条 会計事務責任者は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるとき。

(2) 特殊な工事、製造について実績がある者に行わせる必要があるとき。

(3) 特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施するとき。

(4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。

(5) 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

(指名競争契約の基準)

第7条 会計規程第42条第3項に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。

(2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。

(3) 契約上の義務違反があった場合に本学の事業に著しく支障を来すおそれがあるとき。

2 会計規程第42条第5項に規定する指名競争契約によることのできる基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事の請負契約で予定価格が2,000万円を超えないとき。

(2) 工事の請負契約を除く契約で国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣が定める区分において、予定価格等が財務大臣の定める金額未満のもの
(随意契約の基準)

第8条 会計規程第42条第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 運送又は保管をさせるとき。
- (3) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- (4) 外国で契約するとき。
- (5) 公募又は企画競争の結果、契約の相手方が特定されているとき。
- (6) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

2 会計規程第42条第4項に規定する緊急の必要により、競争に付することができないときとは、本学の事務事業遂行中に発生した不都合を、緊急に解消するために必要な措置を講じる場合とする。

3 会計規程第42条第4項に規定する競争に付することが不利と認められるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
- (3) 買入れを必要とする物件が多量であつて分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (4) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

4 会計規程第42条第5項に規定する随意契約によることのできる基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の請負契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。ただし、補助金については500万円を超えないとき。
- (2) 工事の請負契約を除く契約で予定価格等が500万円を超えないとき。

5 工事請負契約を除く契約で予定価格が前項第2号に規定する金額を超えるものについて、随意契約を締結した場合は、締結した日の翌日から起算して72日以内に次の各号に掲げる事項を本学のウェブページ上に公表するものとする。

- (1) 契約名又は業務名及び数量
- (2) 契約者の氏名及び住所
- (3) 契約締結日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由
- (7) その他契約者が必要と認める事項
(入札者がいないとき等の随意契約)

第9条 会計事務責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

2 会計事務責任者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

- 3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付することに定めた条件を変更することができない。
- 4 第1項及び第2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

第4章 予定価格及び見積書

(予定価格の作成及び決定方法)

- 第10条 会計事務責任者は、競争入札に付する事項に関し、予定価格を作成するとき、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。
- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、第13条に規定する競り下げによる入札を行う場合においては、この限りではない。
 - 3 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。
 - 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(随意契約による予定価格)

- 第11条 会計事務責任者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条(第2項を除く。)に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。
- (1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

- (2) 予定価格が500万円を超えないとき。

(見積書の徴取)

- 第12条 会計事務責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、前条第1号に該当するとき又は予定価格が300万円を超えないと見込まれるときは、見積書の徴取を省略することができる。
- 2 前項のほか、会計事務責任者が見積書を徴取する必要がないと認めたときは、別に定めるところにより、これを省略することができる。

(競り下げ)

第13条 会計規程第43条に規定する入札の方法は、競り下げによることができる。

- 2 この規程に定めるもののほか、競り下げの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 競争入札の手続

(入札公告等)

- 第13条の2 会計事務責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、前条に規定する競り下げによる入札を行う場合、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 会計事務責任者は、第6条の基準に基づき指名した者に対し、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を通知するものとする。

(保証金)

第14条 会計事務責任者は、競争に加わろうとする者からその者の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結しようとする者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を、それぞれ納めさせなければならない。ただし、特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の免除)

第15条 会計事務責任者は、前条第1項ただし書に規定する入札保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 第5条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第16条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還する。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、会計事務責任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第17条 第14条第2項に規定する入札保証金の納付に代えることができる担保は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) 小切手(銀行振出の持参人払小切手)
- (5) 郵便為替証書
- (6) その他会計事務責任者が確実と認める債権

(入札の執行)

第18条 会計事務責任者は、競争入札を執行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名

(2) 入札金額

(3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 会計事務責任者は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が押印しておかなければならないことを明らかにしておかなければならない。

3 会計事務責任者は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。

4 会計事務責任者は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(入札の延期又は廃止等)

第19条 会計事務責任者は、競争加入者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第20条 会計事務責任者は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

2 会計事務責任者は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者で一旦入場した者の退場を許してはならない。

(開札)

第21条 会計事務責任者は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

ただし、第13条に規定する競り下げによる入札を行う場合においては、この限りではない。

(入札の無効等)

第22条 会計事務責任者は、第13条の2に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 会計事務責任者は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。

3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあったときも同様とする。

(再度入札)

第23条 会計事務責任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定方法)

第24条 会計事務責任者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 会計事務責任者は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)

第25条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

- 2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ会計事務責任者等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
 - (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
 - (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
 - (4) 前3号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で会計事務責任者等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合
- 3 会計事務責任者は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について次の各号のいずれかに該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。
- (1) 競争入札に付した工事、製造又は役務の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事、製造又は役務の請負の入札時の価格より低廉なこと。
 - (2) 競争入札に付した工事、製造又は役務の請負に充てる資材について、入札者が他の工事、製造又は役務に必要な資材と併せて購入することにより、その価格が低廉となること。
 - (3) 競争入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつて、これらの製造を同時に施行することができること。
 - (4) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術、資料等を利用することにより、その価格が低廉となること。
 - (5) 競争入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であつて、当該工事に係る器材を転用することができること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会計事務責任者が認める特別の理由があること。

- 4 会計事務責任者は、前項各号のいずれかに該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。また、前項各号のいずれにも該当しないことにより、最低価格の入札者を落札者とするのが不適当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするることができる。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第26条 会計事務責任者は、競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

- 2 会計事務責任者は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第27条 会計規程第45条のその他履行に関する必要な条項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約金等
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の省略)

第28条 会計規程第45条ただし書の別に定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が500万円を超えない契約をする場合
- (2) 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (3) 第1号に規定する以外の随意契約で、会計事務責任者が必要ないと認める場合

(請書等の徴取)

第29条 会計事務責任者は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、次条に規定する場合を除き、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴する。

(借用証書の作成)

第30条 会計事務責任者は、第28条により、物品の貸付又は借入に係る契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため借用証書を作成しなければならない。

(契約保証金の免除)

第31条 会計事務責任者は、第14条第1項ただし書に規定する契約保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とす

る。

- (1) 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。
- (4) 第5条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第32条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納付させるものとし、契約上の義務を履行した後に返還する。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

- 2 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、会計事務責任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。なお、当該契約に係る損害金又は違約金等については、別途契約書に定めるところによるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第33条 第14条第2項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第17条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

第7章 監督及び検査

(監督及び検査の方法)

第34条 会計規程第46条第5項に規定する役員及び教職員並びに契約の範囲は、国立大学法人会計規程細則別表第5までに定めるとおりとする。

- 2 会計規程第46条に規定する監督は、会計事務責任者又は会計事務責任者から監督を委任された教職員(以下「監督職員」という。)が、立会い、指示しその他の適切な方法によって行わなければならない。
- 3 監督職員は、会計事務責任者と緊密に連絡するとともに、会計事務責任者の要求に基づき、随時に監督の実施について報告しなければならない。
- 4 会計規程第46条に規定する検査は、会計事務責任者又は会計事務責任者から検査を委任された教職員(以下「検査職員」という。)が、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。
- 5 検査職員は、検査を完了した場合においては、会計事務責任者と緊密に連絡するとともに、会計事務責任者の要求に基づき、随時に検査の実施について報告しなければならない。

(検査調書の作成及び省略)

第35条 検査職員は、検査を完了した場合においては、第3項に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。
- 3 検査調書の作成を省略できる場合は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額が500万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(監督の職務と検査の職務の兼業禁止)

第36条 会計事務責任者から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- (1) 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- (2) 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- (3) その他会計事務責任者が必要と認めた場合

第8章 契約の変更等

(契約の履行遅滞)

第37条 会計事務責任者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、本学の事業運営上著しく支障を来たさないと認められるときは、期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。この場合において、会計事務責任者は、契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

(不完全履行)

第38条 会計事務責任者は、一応の履行がなされたが、その内容が契約の目的に適さない場合は、次の各号に基づき処理する。

- (1) 追完が不可能な場合は、損害賠償を請求し契約を解除する。
- (2) 追完が可能な場合は、前条に準じ期間を定めて、完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する(この請求に基づき追完した場合で、当該履行期限より遅れたときは、損害金等を徴収しなければならない。)。
- (3) 追完が可能な場合で契約の相手方が追完の請求に応じないときは、損害賠償を請求し契約を解除する。

(債務不履行の举证責任)

第39条 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)。

(契約変更等の制限)

第40条 会計事務責任者は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く。)及び契約内容の追加をすることができない。

(契約金額の変更)

第41条 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

- (1) 納期の変更をする場合(変更に伴う増額が軽微なものに限る。)
- (2) 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申出があった場合

第9章 代価の収納、支払等

(代価の収納)

第42条 会計事務責任者は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換(以下「貸付等」という。)する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人、国立大学法人及

び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

- 2 会計事務責任者は、契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払い)

第43条 会計事務責任者は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日から速やかに支払うことを約定しなければならない。

第10章 雑則

(雑則)

第44条 この細則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月18日細則)

この細則は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年7月25日細則)

この細則は、平成18年7月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月19日細則)

この細則は、平成19年3月19日から施行する。

附 則(平成20年12月1日細則)

この細則は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月18日から適用する。

附 則(平成21年6月22日細則)

この細則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月2日から適用する。

附 則(平成27年3月26日細則第145号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月28日細則第145号)

この細則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日細則第145号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日細則第145号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月24日細則第145号)

この細則は、令和6年10月1日から施行する。